

防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令案及び防衛装備庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令案に対する意見募集の結果について

防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令案及び防衛装備庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令案につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項において、国の行政機関や独立行政法人等は、法第7条に規定されている、不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の提供に関し、職員が適切に対応するための「国等職員対応要領」（以下、「対応要領」という。）を定めることとされていることから、防衛省本省及び防衛装備庁における対応要領を訓令で制定するものです。

本件につきましては、平成27年8月18日から同年9月16日までの間、意見を募集いたしました。お寄せいただいた意見と、それに対する防衛省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約するとともに、内容に直接関係のない御意見は省略させていただいております。

今後とも、防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

| | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が適切に意思の表明ができるようにするため、相談体制の整備等に当たっては、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し、相談窓口等にコミュニケーション支援者（手話通訳者・要約筆者等）を設置することを明記すべき。 ・ 相談窓口において、障害者からの理解が得られない場合は、障害者当事者団体等に意見を求める等、建設的な解決に努めることを明記すべき。 ・ 職員が、正当な理由や過重な負担に係る説明について障害者からの理解が得られない場合は、相談窓口と調整を図ることを明記すべき。 ・ 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することを明記すべき。 | <p>本対応要領では、「意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」との基本的な考え方を示し、合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる」、「意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する」こと等を明記しております。</p> <p>また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事務を円滑に進めるため、各機関が相互に協力し、適切に事務を遂行することとしているほか、問題が生じた場合には、職員を監督する地位にある者（監督者）が迅速かつ適切に対処しなければならないものと定めています。</p> <p>相談体制の整備に当たっては、障害者が適切に意思を表明できるようにするとともに、関係</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | 者が円滑に連携・協力し、迅速かつ適切な問題解決を図るという御指摘の趣旨を実現するため、本対応要領に沿って、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めていきたいと考えております。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急時に備えて、聴覚障害者向けの情報伝達、避難・誘導のための器材を設置することを合理的配慮の具体例に追記すべき。 | <p>本対応要領では、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、(中略) 必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」との基本的な考え方を示しており、合理的配慮に当たり得る物理的環境の配慮の具体例として、緊急時に限らず、障害者に対する「目的の場所までの案内の際に、(中略) 前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。」など、丁寧な案内や移動の際の補助等を明記しております。また、災害時において「自治体等と協力しつつ、障害者の視点に立って、災害派遣を行う。」と記載することとしております。</p> <p>いずれにしても、防衛省・自衛隊としては、国民の生命と財産保護のため、災害等の緊急時に適切に対応する態勢をとっていきたいと考えています。</p> |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮することを合理的配慮の具体例として追記すべき。 ・未公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、コミュニケーション支援者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認めることを合理的配慮の具体例として追記すべき。 | <p>本対応要領では、合理的配慮に当たり得るルール・慣行の柔軟な変更の具体例として、「未公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める」ことを明記しているところです。</p> |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例において、「知的障害者」となっているところを「障害者」に修正すべき。 | <p>御指摘のとおり、「ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明」し、「馴染みのない外来語は避ける」等の配慮は、知的障害者に限らず、他の障害者から申し出があることも考えられるため、当該箇所の「知的障害者」としているところは「障害者」に修正させていただきます。</p> |

【問合わせ先】

○防衛省大臣官房文書課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL: 03-3268-3111 (内線20335)